

日 時	令和3年4月22日(木) 10:00~10:30 第1回経営会議
出席者	小林副市長、城副市長、林副市長、政策局長、総務局長、財政局長、政策局政策調整担当理事、温暖化対策統括本部長、市民局長、鶴見区長
欠席者	平原副市長、技監
議 題	1 本市が所有する横浜市場冷蔵株式会社の株式一部売却について【経済局】
議 事 要 旨	<p>1 本市が所有する横浜市場冷蔵株式会社の株式一部売却について</p> <p>【論点】</p> <p>①本市の外郭団体である横浜市場冷蔵株式会社について、団体の自主的・自立的運営の促進を図るため、本市出資比率（現在49.9%）を25%未満とすることを目標に、本市所有株式の一部売却を行う。</p> <p>②本市の株式売却により、場内事業者を中心とした安定的な株主構成を損なうことの無いよう配慮し、先行して既存株主等を対象とした随意契約による株の売却を行い、その後、同業他社等一定の条件を付した上で公募売却を実施する。</p> <p>③公募売却を行ってもなお、公募に応じる事業者がなく、売却目標株数に達しない場合は、それ以上の売却は行わず、市況や事業環境等が変化した場合に改めて売却を検討する。</p> <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市場冷蔵株式会社は、横浜市中心卸売市場内の関連事業者として、鮮度維持・品質管理された生鮮食料品の安定供給を支える基盤としての公益的使命を担う団体である。 ・横浜市外郭団体等経営改革委員会の答申に基づき、横浜市場冷蔵株式会社に対する本市出資比率低減のため、本市所有株式の一部売却を行う。 ・本市の株式売却により、場内事業者を中心とした安定的な株主構成が損なわれることの無いよう、既存株主を対象とした随意契約による株式売却を行い、目標売却数に達しなかった場合は、一定の公募条件を設け、公募売却を行う。 ・公募売却にあたっては、 <ul style="list-style-type: none"> ①いずれか1社の持ち株数が議決権比率15%を超えないようにすること ②投機目的のファンド等が参入しないようにすること 等に配慮する。 ・以上の売却方針に基づき、株式売却を実施してもなお、目標とする売却予定株数に達しなかった場合には、市況及び卸売市場を取り巻く事業環境等が変化した場合に改めて売却を検討する。 <p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生鮮食料品の安定供給を支える公益的使命を担う団体であるので、株式の売却を進めるにあたっては、安定的な運営や経営環境の維持に十分配慮すること。

【結論】

主な意見を踏まえつつ、局案の方向性について了承。